

1 原子力災害対策編作成の背景等

- 東京電力(株)原子力発電所事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響。
- 平成24年9月定例県議会においては、「原子力施設の過酷事故災害を想定した防災計画を策定すること」などを内容とした請願が採択。

こうした状況等を踏まえ、原子力事業所が立地していない本県においても、隣接県で、原子力災害が発生した場合の対処方法をあらかじめ定めておく必要

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成

2 これまでの検討経過

- 平成24年10月19日 平成24年度第1回岩手県防災会議幹事会議
 - ・ 原子力災害対策編作成の趣旨や基本的考え方等を説明し、平成24年度中に作成することについて、確認・了承。
- 平成24年12月19日 平成24年度第2回岩手県防災会議幹事会議（※専門委員出席）
 - ・ 事務局が作成した「素案」の内容等について、意見交換。
 - ・ 意見交換では、「原子力発電所から30kmよりも遠い範囲では、まずは避難という考え方でよい」、「安定ヨウ素剤の備蓄等については、国の検討結果を踏まえながら、判断していくという考え方でよい」などの意見があり、素案の内容について概ね了承。
- 平成24年12月28日～平成25年1月27日 パブリック・コメントの実施（30件の意見提出あり）
- 平成25年2月20日 平成24年度第3回岩手県防災会議幹事会議（※専門委員出席）
 - ・ パブコメ意見を反映した「原案」について、意見交換。パブコメ意見にあった「安定ヨウ素剤の備蓄」や「医療体制等の充実強化」などについては、国の議論を注視し、引き続き検討することとし、原案により防災会議へ提案することを確認・了承。

3 原子力災害対策編作成に当たっての基本的考え方

(1) 作成に当たって踏まえるべき本県の状況

- ① 東京電力(株)原子力発電所事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響。
- ② 本県には原子力事業所（施設）が立地せず、隣接県に立地する原子力事業所との間に一定の距離。
- ③ 原子力災害対策指針に規定する「原子力災害対策重点区域」（原子力発電所から半径30キロメートルの範囲）に、本県の区域が位置付けられていない。

(2) 作成に当たって想定する災害

- ① 隣接県に立地する原子力事業所において、特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。
- ② 核燃料物質等の運搬中の事故により、原子力事業所外において特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき。

(3) 盛り込む内容

- ① 防災基本計画・原子力災害対策編及び原子力災害対策指針に定める対策等のうち、本県において、あらかじめ講じる必要があると認められる対策等を中心とする。
- ② 内容は、防災基本計画・原子力災害対策編及び原子力災害対策指針の見直しや最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを進める。
- ③ 岩手県地域防災計画・本編に定める対策により対応が可能な事項については、原子力災害対策編に改めて規定しない。

4 原子力災害対策編の主な内容

第1章 総則

- 計画の目的（第1節）
 - ・ 県民の生命、身体等を原子力災害から保護するため、計画を策定
- 計画において尊重すべき指針（第3節）
 - ・ 専門的・技術的事項は、原子力災害対策指針による
- 災害の想定（第5節）
 - ・ 隣接県原子力事業所にて、特定事象又は原子力緊急事態が発生
 - ・ 核燃料物質等の運搬中の事故により、原子力事業所外にて特定事象又は原子力緊急事態が発生

第2章 災害予防計画

- 防災知識普及計画（第1節）
 - ・ 職員、住民等に対する防災教育、防災知識の普及の実施
- 防災訓練計画（第2節）
- 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画（第3節）
 - ・ 県は、あらかじめ原子力事業者との間で通報連絡体制を整備
- モニタリング計画（第4節）
- 避難対策計画（第5節）
 - ・ 市町村等は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成
- 医療・保健計画（第6節）
 - ・ 相談体制、スクリーニング等の実施体制の整備

第3章 災害応急対策計画

- 活動体制計画（第1節）
 - ・ 特定事象の発生 → 災害警戒本部の設置
 - ・ 原子力緊急事態の発生 → 災害対策本部の設置
- 特定事象発生情報等の伝達計画（第2節）
 - ・ 県は、原子力事業者からの通報内容及び内閣総理大臣等による指示を、市町村その他の防災関係機関へ確実に伝達
 - ・ 市町村は、住民等に広報を実施
- 情報の収集・伝達及び通信情報計画（第3節）
 - ・ 県、市町村その他の防災関係機関は、災害情報の収集等を実施
 - ・ 県は、必要に応じ、隣接県等に職員を派遣し情報収集を実施
- 住民等への情報提供・広報広聴計画（第4節）
 - ・ 県、市町村は、相互に連携し、住民等へ適時に正確な情報を提供
 - ・ 県、市町村その他の防災関係機関は、広報広聴活動を実施
- 緊急時モニタリング計画（第5節）
 - ・ 県は、環境、食品その他のモニタリングを実施し、公表
 - ・ 国が定める指標を超過したものは、利用の自粛等を要請
- 避難・影響回避計画（第6節）
 - ・ 内閣総理大臣指示に基づく避難等の勧告・指示の実施
 - ・ 県、市町村は、放射性物質の影響回避のための情報提供等を実施
- 医療・保健計画（第7節）
 - ・ 県、市町村は、必要な住民等に対しスクリーニング、除染を実施
 - ・ 県外の緊急被ばく医療機関等との連携、協力による医療の実施

第4章 災害復旧計画

- モニタリング継続計画（第1節）
 - ・ 県は、原子力緊急事態解除宣言後も継続してモニタリングを実施
- 低減措置・廃棄物等対策計画（第2節）
 - ・ 県は、低減措置を実施すべき目安等を定め、事業者等が低減措置を実施
 - ・ 生じた廃棄物等は、法令等に基づき適切に管理・処理
- 健康確保等計画（第3節）
 - ・ 県、市町村による相談体制の整備
 - ・ 県は、必要に応じ、県民等の健康確保に関する調査等を実施し、必要な対策を実施
- 風評被害防止計画（第4節）
 - ・ 県、市町村は、関係機関と連携し、県内外において風評被害防止のための広報活動を実施

第5章 事業所外運搬事故対策計画

- 情報連絡体制等整備計画（第1節）
 - ・ 事業所外運搬事故発生時の通報連絡体制の整備
- 事故発生時対策計画（第2節）
 - ・ 県は、事業所外運搬事故が発生したときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置
 - ・ 事業所外運搬事故発生情報の伝達、災害情報の収集、住民等への情報提供等は、第2章及び第3章の規定に準じて対応